

# 教育民生常任委員会会議録

令和3年2月19日

宮古市議会

## 令和3年3月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(2月19日)

|           |    |
|-----------|----|
| 議事日程      | 1  |
| 出席議員      | 2  |
| 欠席議員      | 2  |
| 説明のための出席者 | 2  |
| 議会事務局出席者  | 3  |
| 開 会       | 3  |
| 付託事件審査(1) | 3  |
| 付託事件審査(2) | 5  |
| 付託事件審査(3) | 6  |
| 付託事件審査(4) | 6  |
| 付託事件審査(5) | 8  |
| 付託事件審査(6) | 13 |
| 付託事件審査(7) | 13 |
| 付託事件審査(8) | 14 |
| 閉 会       | 14 |

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時  
場 所

令和3年2月19日（金曜日） 午前10時  
議事堂 議場

---

事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第23号 宮古市男女共生推進センター条例を廃止する条例
- (2) 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（総合福祉センター）
- (3) 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（田代児童館）
- (4) 議案第24号 平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第25号 宮古市介護保険条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第26号 宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（近内介護予防拠点施設）
- (8) 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（高齢者福祉センター、小国デイ、門馬デイ）

出席委員（6名）

|      |     |      |    |
|------|-----|------|----|
| 熊坂伸子 | 委員長 | 白石雅一 | 委員 |
| 畠山茂  | 委員  | 橋本久夫 | 委員 |
| 長門孝則 | 委員  | 加藤俊郎 | 委員 |

欠席委員（1名）

坂本悦夫 副委員長

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

|                  |         |        |        |
|------------------|---------|--------|--------|
| 市民生活部長           | 松館恵美子 君 | 環境生活課長 | 北館克彦 君 |
| 男女共生推進<br>センター所長 | 中嶋良彦 君  |        |        |

(2)

|               |        |      |        |
|---------------|--------|------|--------|
| 保健福祉部長        | 伊藤貢 君  | 福祉課長 | 田代明博 君 |
| 福祉課<br>地域福祉係長 | 中村寛亮 君 |      |        |

(3)

|              |        |       |       |
|--------------|--------|-------|-------|
| 保健福祉部長       | 伊藤貢 君  | こども課長 | 岡崎薫 君 |
| こども課<br>保育係長 | 中西秀彦 君 |       |       |

(5) (6) (7) (8)

|               |        |                 |        |
|---------------|--------|-----------------|--------|
| 保健福祉部長        | 伊藤貢 君  | 介護保険課長          | 川原栄司 君 |
| 介護保険課<br>管理係長 | 関口憲史 君 | いきいきライフ<br>推進室長 | 安原智子 君 |

---

議会事務局出席者

|         |        |    |      |
|---------|--------|----|------|
| 局長      | 下島野 悟  | 主査 | 前川克寿 |
| 議会庶務事務員 | 野崎 史穂子 |    |      |

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（熊坂伸子君） おはようございます。

ただいままでの出席は6名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査8件、説明事項3件となりますので、スムーズな議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので省略をいたします。

それではこれより本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

### 付託事件審査（1） 宮古市男女共生推進センター条例を廃止する条例

○委員長（熊坂伸子君） まず議案第23号、宮古市男女共生推進センター条例を廃止する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい。おはようございます。

この条例に関しては特にそのとおりなのかなということ、事前説明もいただきながらしておりましたので。私がちよっとお聞きしたいのは、これ4月1日からになるわけですが、現在、この男女共生推進センターが年度内いっぱいまで運営になると思うんですが、現在もう閉館しているって話なんですが、実態はどうなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） 水道の漏水によってかなりの地下のほうで漏水しておりまして、応急手当てが出来ないという状況になってございました。それに伴いましてトイレ、水道を止めてしまいましたので、トイレが使えない状況になってございます。ということでトイレとか、循環の暖房が使えない状態になっておりまして、それに伴いまして2月5日から臨時休館という形をさせていただいてるんですが、トイレの使用をしないで短期の打合せみたいなので使いたいという部分については対応させていただきながら、基本的には休館という形をとらせていただいております。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 施設がかなり何か、改修しなければならんっていうことを、これ突然起きたわけですか。ということはもう、年度内ずーっとこういうような状況になってしまうんで、もう実質的にこういう改修が必要なことに対して、改修しないまま終えるっていうような考えになるわけですね。そういうことですね。

○委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい。おっしゃるとおりでございます。これまでも施設の老朽化ということで、地下のほうから若干の漏水があるということではあったんですが、工事費にかなりの費用を要することで見送ってきた状態があるんですけども、あわせて今年の1月、2月のところの水道の検針の際に非常に多量の漏水が outcome、水道料金もかなりはね上がった形になるんですけども、このままだとちょっと大変な状況になるということで、水道のほうをとめている状況でして、このまま3月末まで閉館というような形をとらせていただこうと考えておりました。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番(橋本久夫君) ではそうすると3月いっぱいまで、それでも一応あそこの機能っていうか、活用している方々がいらっしゃるかとは思いますが、それもどうなんですか。年度内はもう、それも活動中止のまま新年度を迎えて、新たな施設のほうに転換させていく、そういう流れをつくるのか。その辺はどういうふうに年度内はお考えですか。

○委員長(熊坂伸子君) 北館環境生活課長。

○環境生活課長(北館克彦君) 今お使いの方については、先ほども若干申しましたが、トイレとか暖房の部分使えない部屋もありますので、そういう状況でお使いいただける方にはお使いいただくというところではございますけれども、基本的にはほかの施設を活用していただくということで、10月に利用者の方々に説明会を行いました。そこから山口の最寄りの方でありますと、山口公民館のほうに新たな活動場所を移して活動されている方もいらっしゃいますし、交流センターのほうも2月に広報掲載させていただきまして、募集開始という形になってございますので、そういう形でいろんなところを活用していただくようにはお話をしております。

○委員長(熊坂伸子君) 橋本委員。

○9番(橋本久夫君) 了解いたしました。その辺は移行に関しては、今ちょっと早まってはいるけども、そういう流れができつつあるっていうことで、特に年度内のそういう活動には特に大きな支障がないっていう理解でよろしいですか。

○委員長(熊坂伸子君) 北館環境生活課長。

○環境生活課長(北館克彦君) はい。3月までお使いいただく予定になっていた団体さんもいらっしゃったんですけども、その方々には若干ご迷惑をおかけすることにはなるんですが、ほかの施設を使いいただくような形でお願いをしているところでございます。

○委員長(熊坂伸子君) 次に、畠山委員。

○4番(畠山茂君) おはようございます。

私は1点だけお聞きしたいと思います。この条例改正でいうと、7条で事務所は市民生活部に置くということで、センターの廃止はこないかも説明をいただきまして、今の説明で利用者の皆さんの振り分けも大体見通しがついたということも理解いたしました。

お聞きしたいのは、簡単に言うと、事務所を市民生活部に置いたことによって、これからの男女共生推進事業、活動事業がどのように変わるのか、変わらないのか。簡単に言うと支障があるのかないのか、今までどおりいろんな事業、相談も含めてスムーズにやっていけるのか。それともやっぱり変わったことによって何かこう、どうしても変わって、事業として変わる部分とか出てくるのか。そこをちょっと心配したので、お聞きしたいなと思ったんですけど。

○委員長(熊坂伸子君) はい。北館環境生活課長。

○環境生活課長(北館克彦君) 男女共同参画推進の事業につきましては、変わらずに続けていくことで考えてございます。また、本庁舎のほうに男女共同参画の部門が参りますことで近くになるので、その点につきましては庁内の連携とかもより図られるのではないかとということも考えてございます。

○委員長(熊坂伸子君) 畠山委員。

○4番(畠山茂君) センターはなくなるけども、事業自体は大丈夫だということで理解いたしました。はい以上です。

○委員長(熊坂伸子君) ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第23号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第23号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入替えがございますので、少々お待ちください。

○

## 付託事件審査（２） 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第35号、公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） よろしく願いいたします。

今回の指定管理についてですけれども、社協さんとは教育民生常任委員会として意見交換をしまして、こないだも触れた部分なんですけれども、やっぱりその中で社協さんは経営が大変厳しいと、毎年赤字で積立金ももうそろそろ底をつきそうな見通しだということで、そういうお話をいただいています。1番の原因はやっぱりどうしても仕事上、人件費のコストが年々かさんでいるということなんですけれども、今年度の予算書を見たら少し上がっていたということで、当局として人件費はある程度の算出基準があって出していると思うんですけれども、聞きたいのは今回、指定管理者が社協になりまして、この年1回業務報告書を提出しているようなんですけれども、どのように運営状況を当局視点で見ているのか、ちょっとそこを聞きたいなと思っていました。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） はい、恐れ入ります。運営状況というのは、社協自体のということでございましょうか。はい、委員さんおっしゃるとおり、ちょっと社会福祉協議会のほう、最近収支的には少し赤字のほうが続いてございます。ただその辺、社協さんのほうでもわかってございまして、今年度経営の改善計画というのをつくっておられるというふうに伺ってございます。私どももその辺、見たり聞いたり、場合によってはちょっとこう参画させていただきながら、その辺については適正な収支になるようにということでのやりとりというのは、社協さんとはしてございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） いただいた資料によると、2ページ目の候補者調書ということでいろいろありますが、その中の1番下のほうの指定管理料予定額、それから下に行くとも今後5年間の大体、予定の金額が書いてあります。年々何ぼうか上乘せというのは、人件費も含めてそういうふうな配慮もあるのかなと思って見てたんですけれども、そういったことなのか、ちょっとそこを確認させてください。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） はい。人件費については二つの観点がございます。一つにつきましては当然、職員の昇給等々というのはまず勘案して、それはこの5年間の間にそれを見込んだものをまず算定してございます。これが1点目でございます。もう一つが、今回改めて指定管理の積算をするに当たって、今までは実際に担当する職員の1名分というのを積算に盛ってございましたけれども、今回新たに管理する人間、いわゆる上司の分

ですね、その部分について、ただむったり選任ってことはちょっと考えづらいので、いわゆるその上司の分の0.5人分ということで出ささせていただいて、積算をしたというような内容になってございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか、畠山委員。

ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。これより議案第35号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第35号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入替えを行います。少々お待ちください。

○

### 付託事件審査（3） 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第36号、公の施設の指定管理者の指定に関し、議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと一つだけお聞きしますが、この指定管理の期間、3年間ですがね。ほかはみんな5年間なんだけど、3年間にした理由をお聞かせください。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい。お答えいたします。

ご存じとは思いますが、田代児童館が入っております亀岳小学校は、今年度の末をもって山口小学校に統合されるということになっております。田代児童館については、令和元年度から小学生のみ、いわゆる学童の利用のみとなっており、今後令和5年度まで未就学児の入館の見込みが今のところない状況ということで、7月27日に実は保護者説明会があった際に我々も同席しまして、利用者がなくなった場合とか、そういった場合は休館とか閉館も今後検討していかなければならないだろうという説明をしておりまして、その場合を考えて今後も毎年度利用状況の調査をして、今後の動向を見極めたいと考えておりました。ですのでこのような状況から、指定管理の期間を3年間とさせていただいております。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第36号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第36号は、原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第36号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

### 付託事件審査（4） 平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例



○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第24号、平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい。これは免除に関する期間を延ばすということで、延長するということでの説明と、その条例を改正するというので理解はしております。そうするとこれ、現在っていうか、これまでのやつを引き継ぐものなんだろうけども、免除額とかその世帯数とか人員というのは、もう変わらないままずっとこれ延長していくというものになりますでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） お答えいたします。これに関しましては、12月の教育民生常任委員会の時に説明させていただきまして、国保等の減免等に合わせた形で期間を延長するというので1年間延長する、ただし4月1日からは住民税非課税世帯のみということでお話ししておりました。

ただ、その段階で詳しい、いわゆる県の非課税の要件が決まっておらなかったもので、今回その部分を追加でやるということになります。対象者につきましては、今見込んでいるのが3月分までですと26人を見込んでるんですが、その後、非課税の要件を加えたときには、対象者は1人になると今見込んでおります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 3月までは26人だけども、その後1人に変化するっていうことですね。今まで二十七、八人ぐらいいたような感じだったんですが、徐々にこう対象者が減ってきてるっていうことですか。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、今の要件にさらに非課税の方という限定がつきますので、そうなると対象者が1人になるということです。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） この際っていうか、へき地保育所っていうのは、宮古市にはどれくらいあってどこなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 現在、小国保育所がへき地保育所に指定されておりました。はい、1ヶ所です。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 今度、対象者が1名だけということになるということですよ。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 実際、小国保育所の方が対象というわけではなくて、学童の家の方が今対象になっておりまして、その方が1人となる見込みです。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいでしょうか。加藤委員。

ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。これより議案第24号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第24号は原案可決すべきものと決す

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案可決すべきものと決定いたしました。  
伊藤保健福祉部長。

○保険福祉部長（伊藤貢君） 一つだけ修正させてください。

ただいまこども課長のほうから、へき地保育所1ヶ所ということだったんですけども、2ヶ所ございまして、そのうち門馬保育所、こちらのほうは現在子どもさんがいないということで休止中にはなっております。ただ数的には二つということになりますので、訂正したいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいでしょうか。へき地保育所二ヶ所ということでございます。

はい、それでは説明員の入替えを行いますので少々お待ちください。

○

### 付託事件審査（5） 宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第25号、宮古市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） 保険料について若干お聞きしたいと思います。

今回この介護保険料、引下げになりますけども、ただ私を感じるのはこの引下げの幅が少ないんでないかと。もう少し保険料を下げてもいいんじゃないかという思いでお聞きしたい。

例えばですねこの3条の（1）から（9）までありますけども、これ所得によって段階をつけているわけですけども、例えば（1）の1段階では、これを見ると600円の引下げですがね。それから（5）の5段階、これが基準額ですんでね、これが1番大事だと思うんですけども、その基準額で1,200円。それから9段階、1番高い保険料の部分ですがね、これで2,000円の引下げと。

そういうことで私はちょっと下げ幅が少ないなと、もっと下げてもいいんじゃないかというふうに感じておりますけども、まず基本的に引下げ幅をこういうふうにしたという理由を、基本的な考えでいいんですが、こまいことはいいですけども、まずそこをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） お答えします。

先日皆様にお示しさせていただいた、いきいきシルバーライフプラン2021の中で、費用について記載してあったと思いますが、基本的にはこの向こう3年間の総事業費を算出しまして、そこから単価を割り出しております。その中で、今回の部分については基金からの取崩しを幾ら入れるかというのが、その金額の増減にかかるとは思いますけども、今回の案としては4億円ほど基金から取崩しをして充当することによって、標準の金額で月額100円の減額というふうにご覧させていただいたものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） いやちょっと聞き取れなかったけど5億、4億、基金を、うん。まずね、この今回保険料を引下げた関係で、年間どのぐらいの全体で収入の減になるんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） あくまでも単純計算でございますけども、1,200円掛ける1万9,000人と勘定すれ

ば、大体2,000万ぐらいかなというふうに。月100円で年間1,200円、標準額がですね。1,200円の減額掛ける大体1号保険者が1万9,000人いらっしゃいますので、その掛け算でいくと2,000万円ぐらいだと考えています。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 予算書を令和3年度の予算書と比較すると、四、五千万円、全体で収入減になってますがね。四、五千万ぐらいの減収になるのかなあと思ったけど、ちょっと思ったより少ないなと思ってますけど。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） 3年度の予算の減額につきましては、昨年度と一昨年度の収入額のほうから予算を組立てておりますので、保険料免除とかの事例が多くありましたので、その辺の時期の数字を使った関係もありまして5,000万円ほど減額になっております。それと今回のこの2,000万の減額は、また別なものと考えていただいてもよろしいかと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 大事なのは基準額の設定なんですよ、基準額を何ぼにするかと。あとはそれによって何だ、調整率かければほかの金額が出てくるんですけども、そういう私が考えるに基準額っていうのは、総費用を65歳以上の人数で割って、端的に言えば基準額を出すんですがね。私が言いたいのは、総費用額を過大に見込んでいないかなと、そういう私は思いがあるんですよ。向こう3年間の今度の第8期の計画で、向こう3年間の総費用をこう出してますがね。それを見るとちょっと過大でないかなと、私はそう思ってるんですよ。それをもとにして計算していくと、その保険料の基準額の設定というのが上がってきてる。私はそういうふうに見ているんですが、詳しいことはちょっとちゃんと計算しないとあれですが。どうですかその辺、そういう設定の仕方っていうのが、これが問題だったと私は思ってるんですけどもね、お聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。総費用額の見込みを立てるは非常に難しいと思っております。

今のところ第7期で、実績として総費用額は横ばいでした。したがって第7期のスタートと第8期のスタートは、やや同じところからのスタートかなというふうに考えております。その中で第7期計画では、約3年間で212億円の事業費を見込んでおりましたけども、今回の8期計画では207億円で6億円程度低い見込みで、実際に近いと言えればちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった少し低めの数字で計画を立てさせていただいております。それで第7期でも、その中で4億の基金を充当するというので6,250円になったんですけども、今回総事業費を下げた分で、同じ4億を注入して6,150円と100円安くなったというような流れになっております。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 詳しいことは後でまたね、機会を見てお聞きしたいと思いますけど。あともう一つ財政調整基金についてちょっとお聞きしたいと思います。この基金、介護保険は約5億ぐらいありますか、今ね。前年度の繰越しが2億7,000万も出てる。ちょっと基金も多い、繰越しも多く出てる。

一方ね、理解を深める意味でちょっとお話ししますが、例えば国保会計、これ予算規模は介護と国保は大体60億ぐらい、同じ規模なんです。国保会計では今4,000万ぐらいかな、基金持ってるのは。それで国保は運営してるわけだ。そういう中であって、介護は今言ったように、非常に基金の保有額が多い、繰越しも多い。それで私はやっぱり市民にね、被保険者に還元してもいいんでないかと、この基金をね。そういう思いがあるものですから、お聞きするわけですけども。この8期の事業計画の中にもありますがね、この基金を活用して

被保険者の保険料の負担軽減を図ると、そういうことが書いてありますがね、計画書に。だからこの基金を保険料の軽減負担のために、どういうふうに活用をしたのか、その辺ちょっとお聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤保健福祉部長。

○保険福祉部長（伊藤貢君） はい、委員おっしゃるとおりだと思います。私どもも基金の部分、いかに市民の皆様に還元できるかというのを考えてるんですけども、その中で今回4億円、今回の保険料の負担を下げるため4億円充てるような格好にしております。そうしますと、残りの基金が大体3億円ぐらいになるのかなというふうに見込んでるんですけども、この3億円というのは県内のほかの市町村の基金保有高の平均ぐらいになります。

ですんで国保の部分と、やはり国保は県のほうで財政の部分を一括してまとめて管理している、介護保険のほうは各市町村のほうでやっているというふうな違いがあるとは思いますが、来るべき2025年、第1号被保険者がふえるであろう部分もやはり考えていかなきゃならないというのを見据えた場合、やはり今回充たできるのは4億円なのかなということで計算したところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 基金を4億活用して保険料を設定しているというようなことなんですけど、ぜひ、ちょっとその4億っていうのは私わかんなかったんですけどね、そういうふうに活用して保険料の軽減を図ってほしいなど、そういうふうに思っております。

それからもう一つ最後なんですけどもね、もう少し所管の教育民生常任委員会に、この保険料についても多分説明がなかったと思うんですよ。しまったったか、保険料について。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） はい。そこは議員さんおっしゃるとおり、申し訳ない部分でございます。内容につきましてはご説明させていただきましたけれども、金額につきましてはその際計精査中ということで、お示しはしてございませんでした。大変申し訳ございません。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 本当はね、8期の計画案を説明しましたがね、そのときにあわせて説明があるのかなと思ってだったんで多分なかったなど。それでは後日、改めて説明があるのかなとそう思ってだったんですけどもね。やはり所管の常任委員会に説明してほしいなと思います。

というのは、この保険料が幾らになるかっていうのは、やっぱり市民の関心事なんです、高くても安くても。やはり市民に、被保険者の負担になりますんでね。非常にこの保険料については、市民の関心事でありますんでね、やっぱりそういうことはぜひ所管の常任委員会に説明してほしいなと思いますんで、今後よろしくお願ひしたいと思います。

いずれ3年後にはまた見直しがあると思いますんで、今回はせっかくこういうふうにならね、もう印刷して提案しましたんでね、特に反対はしませんけども。やはり今言ったようなことを念頭に入れて、3年後の見直しの際は、ぜひ考えてほしいなど、そういうことを申し上げて終わります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。よろしくお願ひします。

ほとんど長門委員さんと同じ思いで聞いてたんですが、ちょっと理解を深める意味で、すいませんがお聞き

したいと思います。

大きな話は先日第8期計画でお聞きしたのでわかりました。で、今回料金を引下げするわけなんですけど、理由を私も聞きたかったんですが、さっきの説明のポイントは、基金を4億円取崩してやっていくんだというふうに私は理解しました。ただこの間の第8期の説明では、総事業費は右肩上がりであっていきという説明だったと思いますし、介護認定者もこれからふえていくよという説明だったと思うんですけど、改めてその今回引下げを判断した主な理由をご説明いただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。先日の説明は、議員おっしゃるとおりでございまして、介護認定者は増加するだろうと。それに伴って介護の給付費等も伸びていくだろうと。実際7期には伸びがなくてですね、平坦とかやや横ばい状態で来たんですけども、これからは伸びるだろうという予測を立てまして、その分総事業費を伸びる率で計算しました。総事業費からあとは機械的になるんですけども、そこから割り出した数字に4億円を活用したらどうなるかっていうことで得られたのが6,150円という数字になります。大丈夫でしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか、畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、わかります。理解をしたいと思います、はい。

それで二つ目なんですけども、先ほどの質疑の中で私も理解しまして、この9区分のうちの区分5のところが、ある意味基準額だという話で、私はそこで二つ目に聞きたかったのは、平均保険料でいって何%ぐらい引下げになるのかなということをお聞きしたんですけど。多分計算すれば出ると思うんですが、この引下げ、平均して何%を今回引下げたのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） 単純に6,250円と6,150円を比べると1.6%の減というふうになってます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 標準のところと言うと1.6%の減という、はい、わかりました。

三つ目が、ここも財政調整基金を、長門さんも先ほど触れました。今、大体5億円あって、3年後幾ら大体残るのかなということをお聞きしたかったんで、さっきの説明だと約3億円ぐらいというような説明があったんですけども、そうするとこの介護事業として、本来ふさわしい基金は大体、今60何億円の事業なわけで何%ぐらい持っていれば大体安定した運営ができると考えているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） しっかりとした決まりがあるわけではございませんので、大体という感覚でお話しさせていただければ、県内の他の事業者の基金の持っている額の平均が大体3億円ぐらいなっております。ですので我々もそのぐらいが安定的に事業を行うためには必要な基金ではないかなというふうに思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 大体3億円をめぐると、そうすると先ほどの説明からすると整合性があるって、3年後のこの料金でいくと大体3億円ぐらいが基金として残って、3年後もまず安定的な運営ができるんだというふうに思います。

私が思うのは、多分これからが1番の老後のピークで、よく新聞報道もあるとおり、2025年問題というのは団塊の世代さんが75歳になって、2040年はそのジュニアの皆さんが高齢者って1番ピークを迎えると思うんで

すけども、市民の皆さんの話を聞いて、やっぱりどうしてもまだ思っているか、その介護の需要に対して施設が充分整っていないのではないかと、こう思うんですけども。

今後、これからこの先ほど言ったとおり介護認定者ふえていく中で、これからどのように、今回の8期目はこのとおりいくんでしょうけども、これからの推移とかってこう改善していかなくやないなというふうな、思っているところがもしあれば聞こうかなと思ったんですけども。課題、この施設、現状も含めて、このあいだちょっと本当に緊急の人はまだ60人ぐらい待機でも残ってるよというような説明もあつたんですけども、これからまた介護認定者がふえるという予想もすると、ちょっとせつかく基金もあるのであれば、もう少しこう施設ですね、人も必要かなと私自身は思ってたんですが、そこら辺の見通しなんて持つてはいないですか。ちょっと説明をよろしく願いいたします。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） その点については、大変難しい問題だと思っております。

実際、足りない分つくれば、それでその時点では解消はするんだと思いますけども、その後ずっとそのニーズが継続するかということも考えなければならぬと思います。それから、当然、いっぱいつくればいっぱい見ることができるんですけども、その分の費用負担もやはり直結してまいります。あるいは事業主の方がやっていけるかといいますか、事業として成り立つと計算して、例えば数億円の費用を出したり、何十人もの職員を抱えたりすることができるかとか、そういういろいろな課題があろうかと思えます。

よって、すいません、正解の答えにはならないかと思いますが、非常に難しい問題で長期的に見ていかなければならぬだろうなというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。大変難しい課題を質問してすいません。これからもサービスの提供と料金負担のバランスですね、ぜひご検討していただきたいと思います。終わります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。なければ私一つ確認したいので、長門委員。

○14番（長門孝則君） それでは進行かわります。熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） 先ほどの長門委員のご意見と関連するんですけども、このシルバーライフプラン2021の説明を私たちの委員会にいただいた際に、介護保険料については市民の関心も高いですし、ほかの委員会の委員の方でもご意見たくさんあると思いましたが、その際に、2月1日の経営会議を経ないと金額については決定ではないので、その後に説明する全議会に説明するというふうに確認したような記憶があるんですが、それは私の記憶違いでしょうか。

○14番（長門孝則君） 伊藤保健福祉部長。

○保険福祉部長（伊藤貢君） はい。そこもあわせて本当におおびをしなきゃならない部分だと思います。

この市民の関心事が1番高い金額の部分、それを教育民生委員の中でお示し出来ないで、今回の提案があつたということですね、本当に申し訳ございません。今後、反省したいと思います。

○14番（長門孝則君） 熊坂委員。

○委員長（熊坂伸子君） ぜひともよろしく願いいたします。はい。私からは以上です。

戻していいですか。はい、じゃ戻して。ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第25号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第25号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第25号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

#### 付託事件審査（6） 宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第26号、宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。ではちょっと質問をさせていただきます。

今回の条例提案は緩和というところなのですが、主任介護支援専門員という方は、全国的にもなかなか人が人材が少ないというふうなお話も聞いてはいるんですが、宮古市の現状としてはこの資格を持っている方々の確保がしづらい状況というのはあるのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） ちょっとご質問と逸れるかもしれませんが、今宮古市内でこの条例に該当する、条例の緩和に該当するのは、24事業所のうち2事業所と聞いております。ただ、その一般的にその方々が不足しているかというのは、ちょっとお答えは今持っていないんですけども。現在、この条例に関しては二つの事業所が該当するのではないかということで、我々は把握しております。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。二つの事業所が該当するのではないかということなのですが、今回の条例提案の中では令和9年の3月31日までという第6条の2のところですかね、こちらのほうで書いてますけれども。その二つの事業所について、今後何か不利益であったり、不都合というのはないような形になるのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。条例どおり9年のこの期限までは、今までどおり業務を行うことが、通常どおり行うことが出来ます。また、これについては試験とかではなくて経験年数と、講習を受ければ資格をもらえるものと聞いておりますので、それなりにとるつもりでいらっしゃれば、間違いなく取得できるものというふうに思っております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか、ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第26号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第26号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第26号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

#### 付託事件審査（7） 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第37号、公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、なければこれで質疑を終わります。これより議案第37号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第37号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案可決すべきものと決定いたしました。

---

○

### 付託事件審査（8） 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第38号、公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

これより議案第38号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第38号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。2月25日の本会議における議案第23号から第26号及び議案第35号から第38号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午前11時42分 閉会

---

○

教育民生常任委員長 熊坂伸子